

【令和6年度第1回宮城県農村振興施策検討委員会】

多面的機能支払交付金事業について

- 1 令和5年度の実績について 【P1】
- 2 令和6年度の計画について 【P7】



第11回みやぎのふるさと農美里フォトコンテスト入選作品

～ふるさと賞「思い出の風景」(大崎市)～

宮城県農政部農山漁村なりわい課

1. 令和5年度の実績について

主な会議や研修会は、オンラインとの併用で開催しました。活動組織支援研修会は、新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴い、コロナ禍前の水準に戻し開催し、各組織の事務の効率化を図るため、令和4年度に引き続き、活動支援研修会場において事務支援システムのデモンストレーションを行いました。また、草刈作業の省力化、及び活動中の安全管理の啓発を行うため自動草刈機実演研修会に取り組みました。

(1) 認定面積等

R6.5.31時点

	R4実績	R5実績	増減	対前年度
市町村数	33	33	0	100%
組織数	982	989	7	100.7%
認定面積 (ha)	75,137	75,625	488	100.6%
農振農用地の カバー率 (%)	64.5	64.9	0.4	100.6%

○取組市町村：33市町村（利府町，女川町を除く全市町村で取り組んでいる）

※ 令和4年度末で5年間の活動終期を迎えた活動組織が20組織あり、18組織が活動を継続、2組織が活動中止、新規組織が9組織設立されたことにより、7組織増となった。

		R4実績	R5実績	増減	対前年度
農地維持 (水路・農道等の基礎的な 保全活動を支援)	市町村数	33	33	0	100.0%
	組織数	982	989	7	100.7%
	対象面積	72,503	72,990	487	100.7%
資源向上(共同) (施設の軽微な補修，農村 環境保全活動等を支援)	市町村数	26	26	0	100.0%
	組織数	633	641	8	101.3%
	対象面積	54,325	54,577	252	100.5%
資源向上(長寿命化) (施設の長寿命化のための 活動を支援)	市町村数	10	10	0	100.0%
	組織数	80	81	1	101.3%
	対象面積	10,289	10,924	635	106.2%

(2) 交付額

(単位:千円) R6.5.31時点

	R4実績	R5実績	増減	対前年度
農地維持	1,822,892	1,836,245	13,353	100.7%
資源向上(共同)	842,462	847,298	4,836	100.6%
資源向上(長寿命化)	114,306	115,965	1,659	101.5%
交付額計	2,779,660	2,799,508	19,848	100.7%

負担割合:国1/2, 県1/4, 市町村1/4

(3) 活動実績

① 農業・農村の多面的機能の維持・発揮に向けた取組み

I 農村の地域資源の保管理面積の拡大に向けた取組み

- ・活動終期を迎える活動組織の継続について、事業を進める上での課題について関係市町村と意見交換会を実施
- ・活動組織の広域化及び事務受託等について、2土地改良区及び関係市町村との意見交換会を実施

開催日	土地改良区	市町村
令和5年9月7日	登米市豊里町土地改良区	登米市
	美里東部土地改良区	美里町

II 市町村の円滑な事務処理体制の支援

開催日	項目	会場	概要
令和5年4月21日	新規担当者説明会	仙台市 (web併用)	新たに担当者となった市町村及び県担当者への事業説明会
令和5年6月9日 令和5年11月27日 令和6年2月20日	市町村担当者会議	仙台市 (web併用)	市町村及び県担当者を対象に担当者会議を開催
令和5年9月～ 令和6年1月	中間確認	各市町村	市町村が実施する活動組織を対象とした中間確認へ同席し指導支援

III 活動組織の円滑な運営の支援

i) 農地維持支払・資源向上支払に係る対象組織支援研修会（登米市外：6会場）

- ・各活動の事務手続き等を説明（802組織出席）

	開催日	市町村名	会場名	出席者数(名)
1	令和5年7月25日	登米市	登米祝祭劇場	267
2	令和5年7月27日	加美町	中新田バツハホール	377
3	令和5年7月28日	大和町	まほろばホール	260
4	令和5年8月1日	栗原市	栗原文会館	263
5	令和5年8月2日	大河原町	えずこホール	295
6	令和5年8月10日	石巻市	遊楽館	129
7	令和5年8月18日	気仙沼市	はまなすの館	78
合計（※出席者は事務局除く）				1,669

農研機構講演動画の配信（R5.8.18～）

- ・事務支援システム実演会の開催（登米市外：6会場）

多面に係る事務の効率化や簡素化を図るため、事務支援ソフトを制作している3社が研修会場ロビーを活用して、事務支援システムのデモンストレーションを実施



デモの様子



会場の様子



農研機構 芦田上席研究員の講演

・自動草刈機実演研修会（加美町外：1会場）

活動中の事故が毎年発生していることから、草刈作業における安全管理及び斜面用草刈機等の導入による草刈作業の省力化、及び活動中の安全管理の啓発を行うため草刈り機の実演を実施。会場の都合上、開催市町周辺の組織を抽出して開催。

実施日	市町村名	出席者数
令和5年7月20日	加美町	50
令和5年9月29日	気仙沼市	63

実演協力会社
(株) 五十嵐商会
(株) キセキ東北
クボタアグリサービス (株)
やまびこジャパン (株)
ヤンマーアグリジャパン (株)



ii) 東北農政局が実施する抽出検査

実施日	市町村名	対象組織数	概要
令和5年10月20日	登米市	1	R4に実施した長寿命化活動の現地調査
	涌谷町	1	
令和5年11月14日	川崎町	5	R4に農地維持、資源向上（共同）を実施した組織の書類検査
令和5年12月5日	大郷町	5	



iii) 活動組織の広域化及び合併による体制強化の支援。

iv) 活動組織への事務支援

- ・活動支援研修会場において事務支援システムのデモンストレーションを実施。

② 多面的機能支払の広報活動

I 広報誌等の作成・PR活動

- i) 広報誌「ぐるみ」を発行（年3回）して市町村及び活動組織に配布
- ii) 協議会ホームページを随時更新。
- iii) 宮城県図書館でのパネル展示（R5. 10. 13～27）



③ 事業の評価と推進課題の検討

I 宮城県農村振興施策検討委員会の開催

- i) 令和5年 6月14日 第1回宮城県農村振興施策検討委員会
- ii) 令和5年11月10日 第2回宮城県農村振興施策検討委員会
- iii) 令和6年 2月 9日 第3回宮城県農村振興施策検討委員会
(令和5年度実績、令和6年度計画等を報告)

II アンケート調査の実施

全活動組織へ事業実施の効果や今後の取り組みの方向性について確認した。

III 多面的機能支払交付金の施策評価

国においては、5年ごとに施策評価を行い次期の施策に反映させており、令和5年度は施策評価の年に該当していたが、改正を予定している食料・農業・農村基本法の検証・見直しの動向を踏まえる必要があるとのことから、施策の効果の評価年度を1年間延期するとともに、次期制度の見直しについても1年延期することになった。

しかし、都道府県は予定どおり実施することとされたため、令和5年度に施策評価について施策検討委員会に諮り意見を評価に反映した。

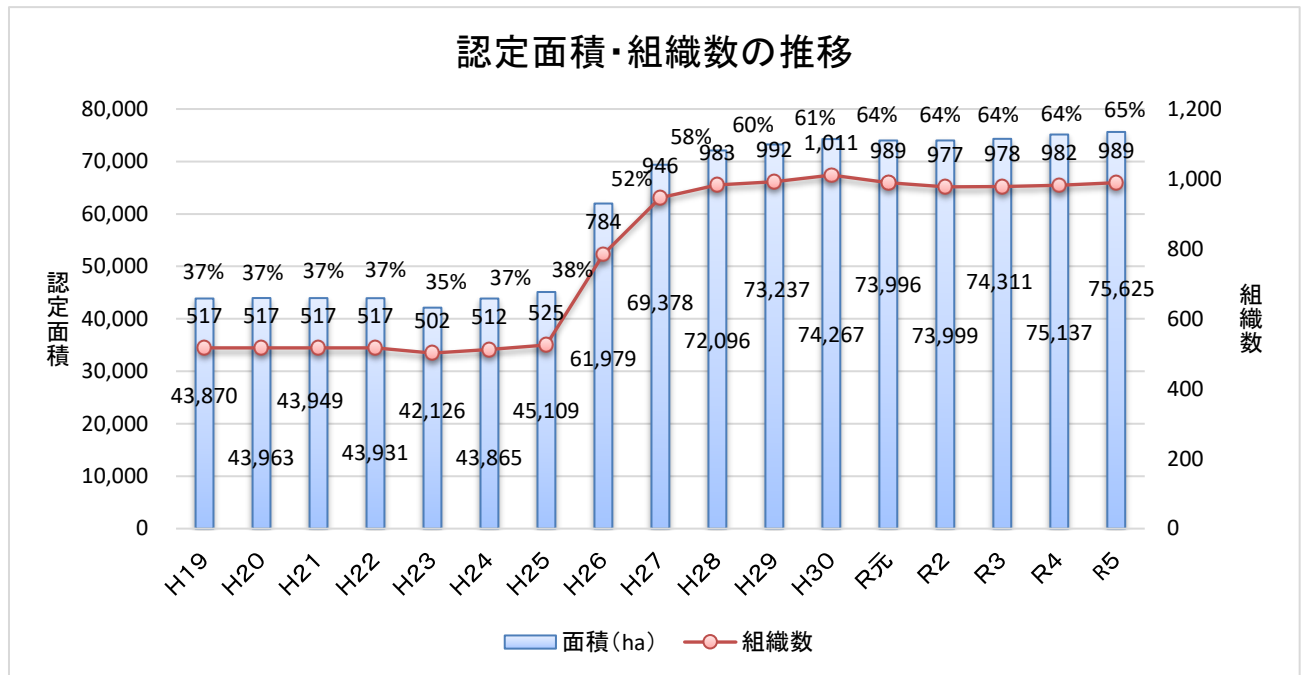
④ その他

I 推進協議会事務局会議（仙台市：土地改良会館等）

- i) 各活動組織の実施状況や市町村の指導状況等の県内情報共有を図り、効果的な指導助言を行うための会議を開催（R5.6.9）
- ii) 年間を通じ事業推進上の連絡調整を図るスタッフ会議を随時開催
- iii) 共同活動中の事故への対応
 - ・今年度14件（うち物損3件）の共同活動中の事故が発生したことから、関係機関へ注意喚起の文書を通知（1回）。活動組織へは活動支援研修会及び広報誌「ぐるみ」により注意喚起。

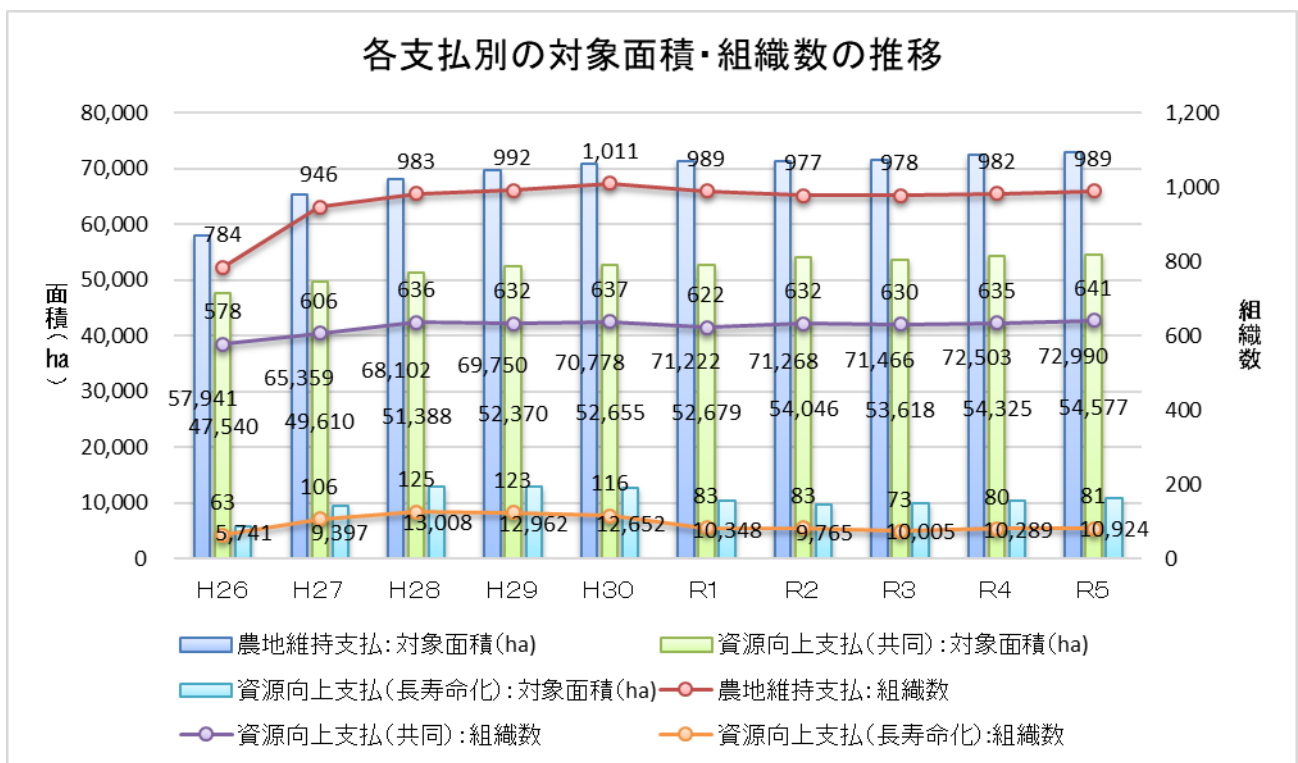
【 参 考 】

図1 事業の推移（認定面積・活動組織数）



※ 棒グラフ上段の数値は農振農用地に対するカバー率。

図2 各支払別の対象面積・組織数の推移



令和5年度 多面的機能支払交付金の状況

R6.5.31時点

区分	農振 農用地 面積 (ha)	(A)R4実績					(5)R5実績				(B)-(A)差引			
		取組 面積 (ha)	組 織 数	事業費 (千円)	農振 カバ- 率	取組 面積 (ha)	組 織 数	事業費 (千円)	農振 カバ- 率	取組 面積 (ha)	組 織 数	事業費 (千円)	農振 カバ- 率	
大 河 原	1 白石市	1,980	405	19	14,774	20%	409	19	14,871	21%	4	0	97	0%
	2 角田市	3,506	2,334	42	99,015	67%	2,360	42	100,407	67%	26	0	1,392	1%
	3 蔵王町	1,649	320	10	9,123	19%	320	10	9,123	19%	0	0	0	0%
	4 七ヶ宿町	449	186	5	5,573	41%	184	5	5,522	41%	▲ 2	0	▲ 51	▲ 0%
	5 大河原町	566	211	8	6,301	37%	208	8	6,202	37%	▲ 3	0	▲ 99	▲ 1%
	6 村田町	1,867	588	1	19,153	31%	588	1	18,847	31%	0	0	▲ 306	0%
	7 柴田町	802	646	13	28,432	81%	646	13	28,561	81%	0	0	129	0%
	8 川崎町	1,531	397	8	12,610	26%	397	8	12,610	26%	0	0	0	0%
	9 丸森町	2,669	1,373	37	63,706	51%	1,380	38	64,647	52%	7	1	941	0%
	計	15,019	6,460	143	258,687	43%	6,492	144	260,790	43%	32	1	2,103	0%
仙 台	10 仙台市	4,328	3,125	51	114,730	72%	3,231	52	119,020	75%	106	1	4,290	2%
	11 塩竈市	0	22	1	634	-	22	1	634	-	0	0	0	0%
	12 名取市	2,130	1,642	19	48,521	77%	1,690	20	49,464	79%	48	1	943	2%
	13 多賀城市	349	271	7	7,962	78%	271	7	7,962	78%	0	0	0	0%
	14 岩沼市	1,493	1,247	19	43,385	84%	1,247	19	42,521	84%	0	0	▲ 864	1%
	15 富谷市	436	295	6	6,852	68%	295	6	6,852	68%	0	0	0	0%
	16 亶理町	3,335	2,936	3	56,023	88%	2,936	3	56,023	88%	0	0	0	▲ 1%
	17 山元町	1,559	675	9	20,223	43%	693	9	20,646	44%	18	0	423	1%
	18 松島町	703	654	6	21,762	93%	654	6	21,762	93%	0	0	0	0%
	19 七ヶ浜町	194	120	1	3,601	62%	120	1	3,602	62%	0	0	1	0%
	20 利府町	223	0	0	0	-			0	0%	0	0	0	0%
	21 大和町	2,023	1,821	35	46,955	90%	1,821	35	47,294	90%	0	0	339	1%
	22 大郷町	1,669	1,390	16	49,185	83%	1,390	16	51,337	83%	0	0	2,152	0%
	23 大衡村	1,321	946	11	23,587	72%	946	11	23,588	72%	0	0	1	0%
計	19,761	15,144	184	443,420	77%	15,316	186	450,705	78%	172	2	7,285	1%	
大 崎	24 大崎市	16,175	10,287	150	486,350	64%	10,271	150	483,379	64%	▲ 16	0	▲ 2,971	▲ 0%
	25 色麻町	2,774	2,169	23	80,955	78%	2,167	23	84,263	78%	▲ 2	0	3,308	▲ 0%
	26 加美町	5,910	3,700	41	100,635	63%	3,700	41	101,370	63%	0	0	735	0%
	27 涌谷町	2,614	1,803	17	73,928	69%	1,803	17	73,619	69%	0	0	▲ 309	0%
	28 美里町	4,706	4,346	21	107,245	92%	4,346	21	107,174	92%	0	0	▲ 71	0%
	計	32,178	22,305	252	849,113	69%	22,287	252	849,805	69%	▲ 18	0	692	0%
栗 原	29 栗原市	17,260	8,797	136	402,901	51%	8,901	139	403,957	52%	104	3	1,056	1%
	計	17,260	8,797	136	402,901	51%	8,901	139	403,957	52%	104	3	1,056	1%
登 米	30 登米市	15,904	12,060	148	533,447	76%	12,187	150	540,628	77%	127	2	7,181	1%
	計	15,904	12,060	148	533,447	76%	12,187	150	540,628	77%	127	2	7,181	1%
石 巻	31 石巻市	9,761	7,484	18	199,459	77%	7,557	18	200,671	77%	73	0	1,212	1%
	32 東松島市	2,615	2,217	29	73,138	85%	2,217	29	73,573	85%	0	0	435	0%
	33 女川町	0	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0	0	0%
	計	12,376	9,701	47	272,597	78%	9,774	47	274,244	79%	73	0	1,647	1%
気 仙 沼	34 気仙沼市	2,590	517	60	15,003	20%	515	59	14,886	20%	▲ 2	▲ 1	▲ 117	0%
	35 南三陸町	1,374	153	17	4,492	11%	153	17	4,493	11%	0	0	1	0%
	計	3,964	670	77	19,495	17%	668	76	19,379	17%	▲ 2	▲ 1	▲ 116	▲ 0%
合計	116,462	75,137	982	2,779,660	64.5%	75,625	989	2,799,508	64.9%	488	7	19,848	0.4%	

※市町跨りがあり5組織あるため、合計で5減している。(大崎市と美里町, 東松島市と美里町, 登米市と栗原市)

2. 令和6年度の計画について

令和6年度の主な会議や研修会は、オンラインとの併用での開催を計画しています。(活動組織研修会は対面での開催を計画しています。)また、各組織の事務の効率化を図るため、令和5年度に引き続き、事務支援システムのデモンストレーションを開催します。

(1) 認定面積等

	R5実績	R6(計画)	増減	R6.5.31時点 対前年度
市町村数	33	33	0	100%
組織数	989	979	△ 10	99%
認定面積(ha)	75,625	75,301	△ 324	100%
農振農用地の カバー率(%)	65	65	0	100%

○取組市町村:33市町村(利府町, 女川町を除く全市町村で取り組んでいる)

(2) 活動計画

① 農業・農村の多面的機能の維持・発揮に向けた取組み

I 農村の地域資源の保全管理面積の維持拡大に受けた取組

i) 土地改良区との連携による継続支援

・活動組織との連携により、土地改良区の維持管理費の負担軽減や末端農業水利施設の維持管理の確保などのメリットを説明したうえで連携や事務受託を推進し、活動組織の継続を図る。

ii) 自動草刈機実演研修会の開催

・作業者の高齢化等の進行により草刈作業中の事故が発生しているため、草刈時における安全性の確保及び草刈作業の省力化に向けた意識啓発と知識習得を図りことにより、保全管理面積の維持を図る。

II 市町村の円滑な事務処理体制の支援

i) 市町村担当者会議の開催：3回開催予定(仙台市：土地改良会館)

ii) 新規市町村担当者説明会：(仙台市：土地改良会館)

iii) 活動組織を対象とした中間確認の実施：令和6年9月～12月まで実施。

iv) 東北農政局による現地調査、抽出検査への対応(令和6年10月、12月)。

III 活動組織の円滑な運営の支援

i) 農地維持支払・資源向上支払に係る対象組織支援研修会の開催

・各会場で活動組織に制度改正点や事務処理、機械の安全使用等の留意点を説明する。
・各会場で事務支援システムの普及推進を図る。

ii) 東北農政局が実施する施設の長寿命化活動の現地検査

・令和5年度に実施した活動組織を対象とした抽出検査への対応(令和6年10月頃)。

iii) 東北農政局が実施する活動組織抽出検査(書類)

・令和5年度の活動組織を対象とした抽出検査への対応(令和6年12月頃)。

iv) 活動組織への事務支援

・農山漁村地域では、人口減少や高齢化の進行が著しく、担い手確保や地域の活動組織等

の合意形成に困難が生じ、特定の者へ事務作業が集中するなど、円滑な組織運営に支障をきたしている。そこで事務の効率化を図るため、令和5年度に引き続き、事務支援システムのデモンストレーションを開催する。また、土地改良区による事務受託を推進するため、役職員を対象とした研修会を開催する。

② 多面的機能支払の広報活動

I 広報誌等の作成・PR活動

- i) 広報誌（1回発行）にて、当該事業で実施する各種会議や活動組織の取り組み事例を紹介する。
- ii) 協議会ホームページを更新し、事業の理解向上を図る。
- iii) 各種イベントでのパネル展示。

③ 事業の評価と推進課題の検討

I 宮城県農村振興施策検討委員会の開催

II アンケート調査の実施

- ・全活動組織へ今後の取り組みの方向性を確認。

④ その他

I 推進協議会事務局会議の開催（仙台市：土地改良会館等）

- i) 各活動組織の実施状況や市町村の指導状況等の県内情報共有を図り、効果的な指導助言を行うための会議を随時開催。
- ii) 年間を通じ、事業推進上の連絡調整を図るスタッフ会議を随時開催。
- iii) 県担当者間での情報共有、共通認識を図るための勉強会を随時開催。

【広域化・事務委託の進捗状況について】

1 広域化の状況について

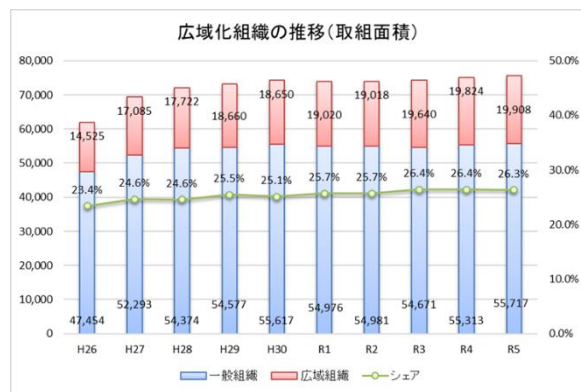
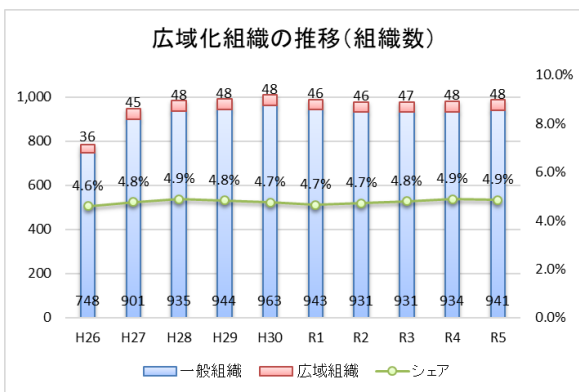
(1) 広域活動組織の現状

① 広域活動組織数と面積の推移

・広域活動組織は令和4年度と同じ48組織となり活動組織全体の4.9%である。取組面積のシェアは26.3%となっている。(広域活動組織の面積は増となったが、広域活動組織も含めた全体の取り組み面積も増となったため、シェア面積が減となったもの。)

【表1：広域活動組織数等の推移】

H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
36	45	48	48	48	46	46	47	48	48
14,525	17,085	17,722	18,660	18,650	19,020	19,018	19,640	19,824	19,908
23.4%	24.6%	24.6%	25.5%	25.1%	25.7%	25.7%	26.4%	26.4%	26.3%

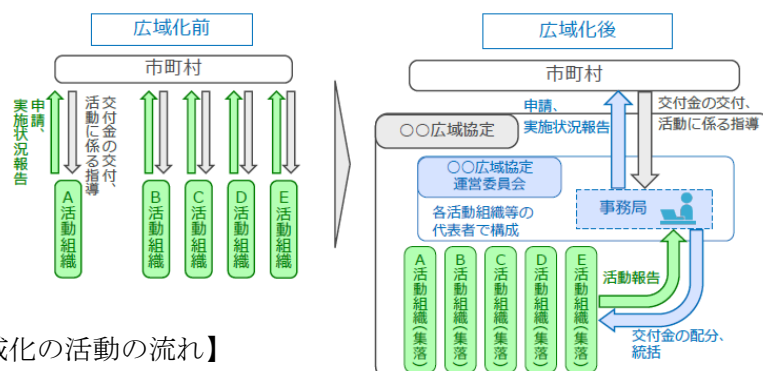


(2) 広域化を推進する理由

- ① 平成27年度制度改正により、交付事務が協議会から市町村となり、市町村職員の負担が増加していることから、事務の効率化を図る必要がある。
- ② 申請事務や会計など、各活動組織の役員の事務負担が大きく、なり手がいないことから、活動組織の合併・統合により、事務負担の軽減を進める必要がある。

〈メリット〉

- ・事務処理の統合により、交付事務等の負担が大幅に軽減。
- ・市町村から組織に対する連絡系統が集約化され、効率的な指導が可能。
- ・周辺の未取組集落が活動に取り組み契機となり、取組面積の拡大につながる。

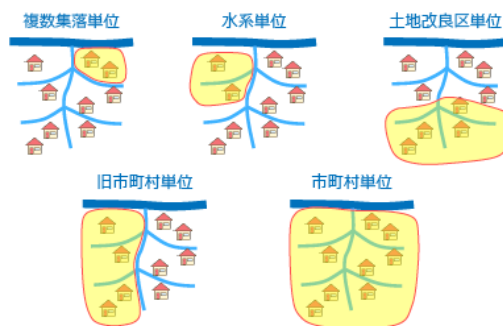


【図1：広域化の活動の流れ】

◆ 活動組織の広域化とは

- ・旧市町村区域等の広域エリアで、複数の集落又は活動組織及びその他関係者の合意により設立される、地域資源の保全管理を行う組織。
- ・規模 200ha 以上（生産条件が不利な農用地等が存在する場合には、50ha 以上 200ha 未満又は協定に参加する集落が 3 集落以上を有する場合には広域活動組織を設立することができる）

【図 2：広域協定の区域設定の単位】



2 土地改良区等への事務委託の状況について

- ・土地改良区へ事務を委託している組織は、令和 4 年度の 54 組織（全体の 5.5%）から 2 組織増。
- ・活動組織と契約を締結して事務を受託しているのは、令和 4 年度の 15 土地改良区から増減なし（主に活動記録や金銭出納簿、実施状況報告書の作成補助等を受託）。
- ・協議会等（七ヶ宿町、村田町、丸森町）へ事務を委託している組織は 7 組織。
- ・事務受託をしている 2 土地改良区との意見交換を実施。
- ・土地改良区の運営基盤強化と連携した取り組みを推進していく。

【表 2：県内の事務受託の状況】

（令和 6 年 5 月 31 日現在）

管内	組織数	広域協定数	事務委託組織数	
			土地改良区	協議会等
大河原	144 (143)	2 (2)	0 (0)	7 (7)
仙台	186 (184)	5 (5)	8 (9)	0 (0)
北部	252 (252)	19 (19)	33 (30)	0 (0)
栗原	139 (136)	0 (0)	1 (1)	0 (0)
東部	47 (47)	18 (18)	9 (9)	0 (0)
登米	150 (148)	4 (4)	5 (5)	0 (0)
気仙沼	76 (77)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
計	989 (982)	48 (48)	56 (54)	7 (7)

※実数は令和 5 年度実績、() 内は令和 4 年度実績

※市町村跨りが 5 組織あるため、組織数計で 5 減にしている。(R 4 も 5 減)

70 日本型直接支払

【令和6年度予算概算決定額 77,330 (77,402) 百万円】

<対策のポイント>

農業・農村の多面的機能の維持・発揮を図るため、地域の共同活動、中山間地域等における農業生産活動の保全に資する農業生産活動を支援します。

<政策目標>

地域の共同活動、中山間地域等における農業生産活動、自然環境の保全に資する農業生産活動による農業・農村の多面的機能の維持・発揮

<事業の全体像>

近年の農村地域の高齢化、人口減少等により、地域の共同活動等によって支えられ国民全体が享受している多面的機能（国土保全、水源涵養、景観形成等）の発揮に支障が生じつつあることから、平成27年度から「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づき、地域の共同活動による多面的機能の発揮を促進する制度として実施しています。

↑ 多面的機能の高度な発揮

環境保全型農業直接支払
2,641 (2,650) 百万円

○ 自然環境の保全に資する生産方式を導入した農業生産活動を推進するため、活動の追加的コストを支援

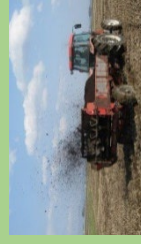
生産方式に着目



有機農業



カバークロップ



堆肥の施用

多面的機能支払

48,589 (48,652) 百万円

活動内容に着目

【資源向上支払】

○ 地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る共同活動を支援

- ・水路、農道、ため池の軽微な補修
- ・生態系保全などの農村環境保全活動
- ・施設の長寿命化のための活動 等



水路のひび割れ補修



ため池の外來種駆除

【農地維持支払】

○ 多面的機能を支える共同活動を支援

- ・農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持等の基礎的保全活動
- ・農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化 等



農地法面の草刈り



水路の泥上げ

※担い手に集中する水路・農道等の管理を地域で支え、規模拡大を後押し

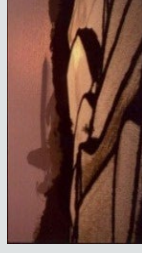
中山間地域等直接支払

26,100 (26,100) 百万円

対象地域に着目

○ 中山間地域等において、農業生産条件の不利を補正することにより、将来に向けた農業生産活動の継続を支援

- ・農業生産活動（耕作放棄の防止活動等）
- ・多面的機能を増進する活動（周辺林地の管理、景観作物の作付等）



中山間地域
(山口県長門市)

多面的機能支払交付金

【令和6年度予算概算決定額 48,589 (48,652) 百万円】

<対策のポイント>

地域共同で行う、多面的機能を支える活動や、地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る活動を支援します。

<事業目標>

- 農地・農業用水等の保安全管理に係る地域の共同活動への多様な人材の参画率の向上（5割以上 [令和7年度まで]）
- 農地・農業用水等の保安全管理に係る地域の共同活動により広域的に保安全管理される農地面積の割合の向上（6割以上 [令和7年度まで]）

<事業の内容>

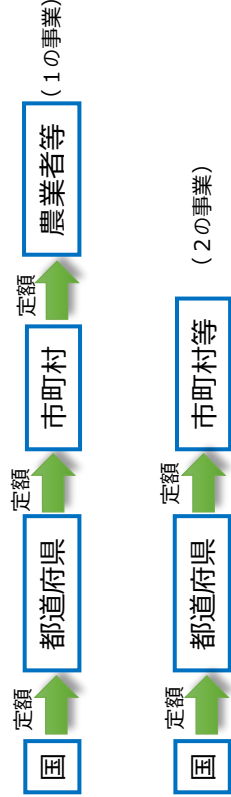
1. 多面的機能支払交付金 47,050 (47,050) 百万円

- ① 農地維持支払
地域資源の基礎的保安全活動等の多面的機能を支える共同活動を支援します。
- ② 資源向上支払
地域資源の質的向上を図る共同活動、施設の長寿命化のための活動を支援します。

2. 多面的機能支払推進交付金 1,539 (1,602) 百万円

交付金の適正かつ円滑な実施に向けて、都道府県、市町村等による多面的機能支払交付金の推進を支援します。

<事業の流れ>



農地維持支払

- ・農地法面の草刈り、水路の泥上げ、水路の泥上げ、農道の路面維持等
- ・農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化、地域資源の保安全管理に関する構想の策定等



農地法面の草刈り



水路の泥上げ



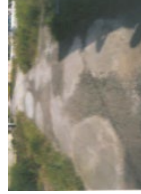
農道の路面維持

資源向上支払

- ・水路、農道、ため池の軽微な補修、景観形成や生態系保全などの農村環境保全活動等
- ・老朽化が進む水路、農道などの長寿命化のための補修等



水路のひび割れ補修



農道の窪みの補修



ため池の外來種駆除

実施主体：農業者等で構成される組織（①及び③は農業者のみで構成する組織でも取組可能）
対象農用地：農振農用地及び多面的機能の発揮の観点から都道府県知事が定める農用地

【交付単価】

	都道府県		北海道	
	①農地維持支払 (共同) ※1	②資源向上支払 (長寿命化) ※1,2,3	①農地維持支払 (共同) ※1	②資源向上支払 (長寿命化) ※1,2,3
田	3,000	2,400	4,400	3,400
畑	2,000	1,440	2,000	600
草地	250	240	400	400

(円/10a)

[5年間以上実施した地区は、②に75%単価を適用]
※1：②、③の資源向上支払は、
①の農地維持支払と併せて取組むことが必要
※2：①、②と併せて③の長寿命化に取り組み場合は、
②に75%単価を適用
※3：③の長寿命化において、直営施工を行わない等の場合は、5/6単価を適用

【加算措置】

項目	都道府県		北海道	
	田	畑	草地	田
多面的機能の更なる増進	400	240	40	400
多面的機能の増進を図る活動の取組数を新たに1つ以上増加させる場合等	400	240	40	320
水田の雨水貯留機能の強化（田んぼたんがらみ）の推進	400	240	40	320

(円/10a)



高めよう 地域協働の力!

多面的機能支払交付金のあらまし



令和6年5月

農林水産省

はじめに

農業・農村は、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成等の多面的機能を有しており、その利益は広く国民が享受しています。

しかしながら、近年の農村地域の過疎化、高齢化、混住化等の進行に伴う集落機能の低下により、地域の共同活動によって支えられている多面的機能の発揮に支障が生じつつあります。また、共同活動の困難化に伴い、農用地、水路、農道等の地域資源の保全管理に対する担い手農家の負担の増加も懸念されています。

このため、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動に係る支援を行い、地域資源の適切な保全管理を推進します。また、これにより、農業・農村の有する多面的機能が今後とも適切に維持・発揮されるとともに、担い手農家への農地集積という構造改革を後押しします。

このパンフレットは、地域の皆様が「多面的機能支払交付金」を活用して、共同活動に取り組んでいただけるよう、その仕組みを解説するものです。

1. 多面的機能支払交付金の構成

多面的機能支払交付金は、以下に示す**農地維持支払交付金**と**資源向上支払交付金**から構成されます。

農地維持支払交付金

多面的機能を支える共同活動を支援します。

※担い手に集中する水路・農道等の管理を地域で支え、農地集積を後押しします。

支援対象

- ・ 農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持等の基礎的保全活動
- ・ 農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化、保全管理構想の作成 等

資源向上支払交付金

地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る共同活動を支援します。

支援対象

- ・ 水路、農道、ため池の軽微な補修
- ・ 外来種の駆除、ビオトープづくり
- ・ 施設の長寿命化のための活動 等

多面的機能支払交付金の構成

(1) 農地維持支払交付金

① 地域資源の基礎的な保全活動 (P5)

【活動例】



② 地域資源の適切な保全管理のための推進活動 (P5)

1) 地域資源の質的向上を図る共同活動 (P6)

① 施設の軽微な補修

【活動例】



② 農村環境保全活動

【活動例】



③ 多面的機能の増進を図る活動

(2) 資源向上支払交付金

2) 施設の長寿命化のための活動 (P7)

【活動例】



3) 組織の広域化・体制強化 (P8)

多面的機能支払交付金

2. 支援の対象となる組織

多面的機能支払交付金を活用した取組を行うためには、以下に示す活動組織、又は広域活動組織*のいずれかを設立する必要があります。

農地維持支払交付金

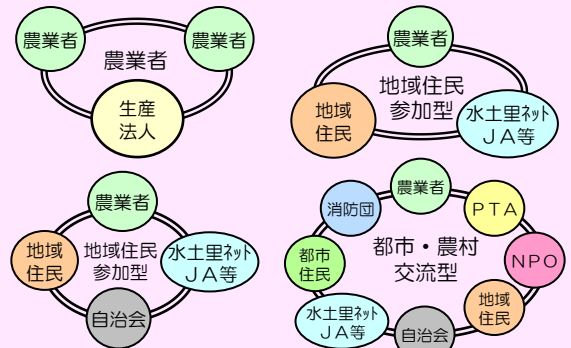
活動組織

- ① 農業者のみで構成される活動組織
- ② 農業者及びその他の者(地域住民、団体など)で構成される活動組織

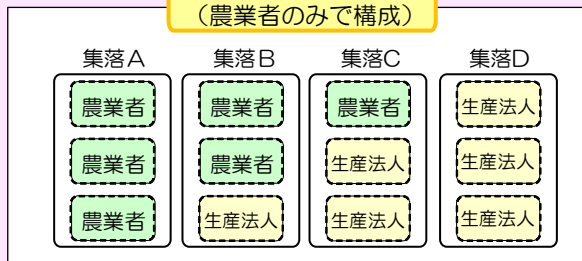
広域活動組織

- ① 農業者のみで構成される広域活動組織
- ② 農業者及びその他の者(地域住民、団体など)で構成される広域活動組織

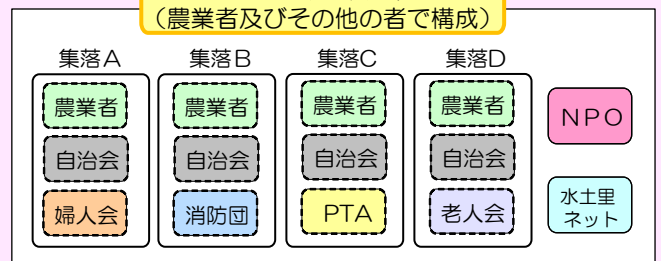
活動組織の例



広域活動組織の例
(農業者のみで構成)



広域活動組織の例
(農業者及びその他の者で構成)



資源向上支払交付金

○共同活動

農業者及びその他の者(地域住民、団体など)で構成される活動組織又は広域活動組織

○施設の長寿命化、組織の広域化・体制強化

農地維持支払交付金と同様の活動組織又は広域活動組織

※広域活動組織

旧市区町村単位等の広域エリアにおいて、集落(活動組織)、土地改良区、地域の関係団体など、地域の実情に応じた者から構成される、構成員間の協定に基づく組織です。協定の対象とする区域が、昭和25年2月1日時点の市区町村区域程度、又は協定の対象とする区域内の農用地面積が200ha以上(北海道にあっては、3,000ha以上)を有していることが基本ですが、都道府県が別途、対象区域の条件を定めている場合があります。

活動組織・広域活動組織の合意形成について

組織の設立時には設立総会を開催し、活動組織又は広域活動組織内で合意形成を図りましょう。

※設立総会では、以下の事項を議題として審議し、合意を得ましょう。

- ・規約（案）や役員（案）、事業計画（案）等の活動組織の設立、活動に関する事項

話し合い



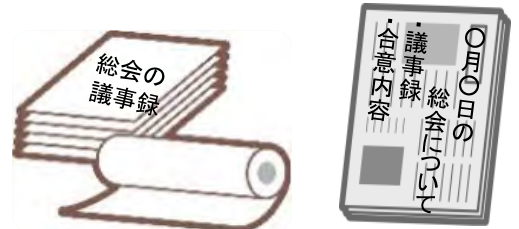
合意形成



また、毎年総会などによる合意形成をおこないましょう。

※毎年の総会では、以下の事項を議題として審議し、合意を得ましょう。

- ・活動計画
- ・実施状況報告
- ・収支決算
- ・日当の単価と取扱い
- ・その他、運営に関する重要な事項



総会などでの決定事項は、議事録にまとめましょう。また、説明資料とともに書面で構成員全員及び構成団体内に配布又は回覧し、確実にお知らせしましょう。
※欠席者にも必ずお知らせしましょう。

全員が納得して活動に取り組んでいくため、合意形成した内容を構成員全員に知ってもらうことが大切です！

合意形成 3つのポイント

1. 活動内容について毎年度話し合う
2. 話し合いの記録を作る
3. 決まった内容は書面で全員にお知らせ

3. 対象活動

多面的機能支払では、以下に示す活動が対象となります。

農地維持支払交付金

① 地域資源の基礎的な保全活動

活動計画書に位置づけた農用地、水路、農道等について、点検・計画策定、実践活動を毎年度実施します。（実践活動の一部は、点検の結果に基づき、実施の必要性を判断します。）

点検・計画策定



施設の点検



年度活動計画の策定

研修（例）



組織運営に関する研修



作業安全に関する研修

※研修は、活動期間中に組織運営に関するものと機械の安全な使用に関するものを各1回以上実施

実践活動(例)



農地法面の草刈り



水路の泥上げ



ため池の草刈り



農道の路面維持

② 地域資源の適切な保安全管理のための推進活動

地域での話し合いにより地域資源の保安全管理の目標を定め、目標に即した取組を実施しながら、将来にわたる地域資源の保安全管理に関する構想を策定します。

農村の構造変化に対応した保安全管理の**目標**の設定

保安全管理の**内容**や**方向**の設定

推進活動※1の**実践**

地域資源保安全管理**構想**※2の策定

※1 推進活動の例（毎年度実施）

- ・ 農業者(入り作農家、土地持ち非農家を含む)による検討会
- ・ 不在村地主との連絡体制の整備、調整、それに必要な調査
- ・ 地域住民等との意見交換・ワークショップ・交流会 等

※2 推進活動を通じて、目指すべき地域資源の保安全管理の姿、取り組むべき活動・方策をとりまとめたものになります。なお、活動期間中に本構想を策定する必要があります。

また、地域計画（農業経営基盤強化促進法第19条第1項に定める地域計画）に地域資源保安全管理構想に準ずる記載がある場合は作成不要です。

資源向上支払交付金（共同）

①施設の軽微な補修






活動計画書に位置づけた農用地、水路、農道等の機能診断や補修等を毎年度実施します。「計画策定」「機能診断」「実践活動」「研修」から構成されます。

<p>計画策定</p>  <p>年度計画の策定</p>	<p>機能診断</p>  <p>施設の機能診断</p>	<p>実践活動(例)</p>  <p>水路のひび割れ補修</p>	 <p>農道の部分補修</p>	<p>研修(例)</p>  <p>補修等に関する研修</p>
---	--	---	---	---

※研修は活動期間中に1回以上実施

②農村環境保全活動

生態系保全、景観形成などの農村環境の保全を図るための活動を、テーマを選択して毎年度実施します。「計画策定」「啓発・普及」「実践活動」から構成されます。

<p>計画策定</p>  <p>年度計画の策定</p>	<p>啓発・普及(例)</p>  <p>地域住民との交流活動</p>	<p>実践活動(例)</p>  <p>水質調査</p>  <p>グリーンベルトの設置</p>  <p>外来種の駆除</p>
---	---	---

③多面的機能の増進を図る活動

地域の創意工夫に基づく下記のa～hの活動を毎年度実施^{※1}します。

なお、多面的機能の増進を図る活動に取り組む場合は、a～hの選択した活動に加え、iの広報活動も毎年度実施^{※2}します。

<p>a：遊休農地の有効活用</p> <p>地域内外からの営農者の確保、地域住民による活用、企業と連携した特産物の作付等、遊休農地の有効活用のための活動</p>	<p>b：鳥獣被害防止対策及び環境改善活動の強化</p> <p>鳥獣被害防止のための対策施設の設置や鳥獣緩衝帯の整備・保管理、農地周りの藪等の伐採、農地への侵入竹等の防止等、農地利用や地域環境の改善のための活動</p>
<p>c：地域住民による直営施工</p> <p>農業者・地域住民が直接参加した施設の補修や環境保全施設の設置、そのための技術習得等、地域住民が参加した直営施工による活動</p>	<p>d：防災・減災力の強化</p> <p>水田やため池の雨水貯留機能の活用、危険ため池の管理体制の整備・強化、災害時における応急体制の整備等、地域が一体となった防災・減災力の強化活動</p>
<p>e：農村環境保全活動の幅広い展開</p> <p>農地等の環境資源としての役割を活かした、景観の形成、生態系の保全・再生等、農村環境の良好な保全に向けた幅広い活動</p>	<p>f：やすらぎ・福祉及び教育機能の活用</p> <p>地域の医療・福祉施設等との連携を強化する活動や、地域内外の法人、専門家等と連携した、地域資源の有するやすらぎや教育の場としての機能増進を図る活動</p>
<p>g：農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化</p> <p>農村特有の景観や文化を形成してきた伝統的な農業技術、農業に由来する行事の継承等、文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化に資する活動</p>	
<p>h：a～gのほか、都道府県が実施要綱に基づく基本方針において対象活動とすることとした活動</p>	
<p>i：広報活動・農的関係人口の拡大</p>	

※1 直ちにa～hのいずれかの活動に取り組めない地区については、資源向上支払（共同）の交付単価は基本単価に5/6を乗じた額になります。

※2 対象農用地に中山間地域等が含まれる場合は、広報活動の実施を任意としています。

資源向上支払交付金（施設の長寿命化）

老朽化が進む農地周りの農業用排水路、農道などの施設の長寿命化のための補修・更新等の活動を支援します。

補修(例)



摩耗した水路壁への表面被覆材の塗布



未舗装農道の舗装



漏水箇所の補修

更新等(例)



コンクリート水路の更新



ゲート、バルブの更新

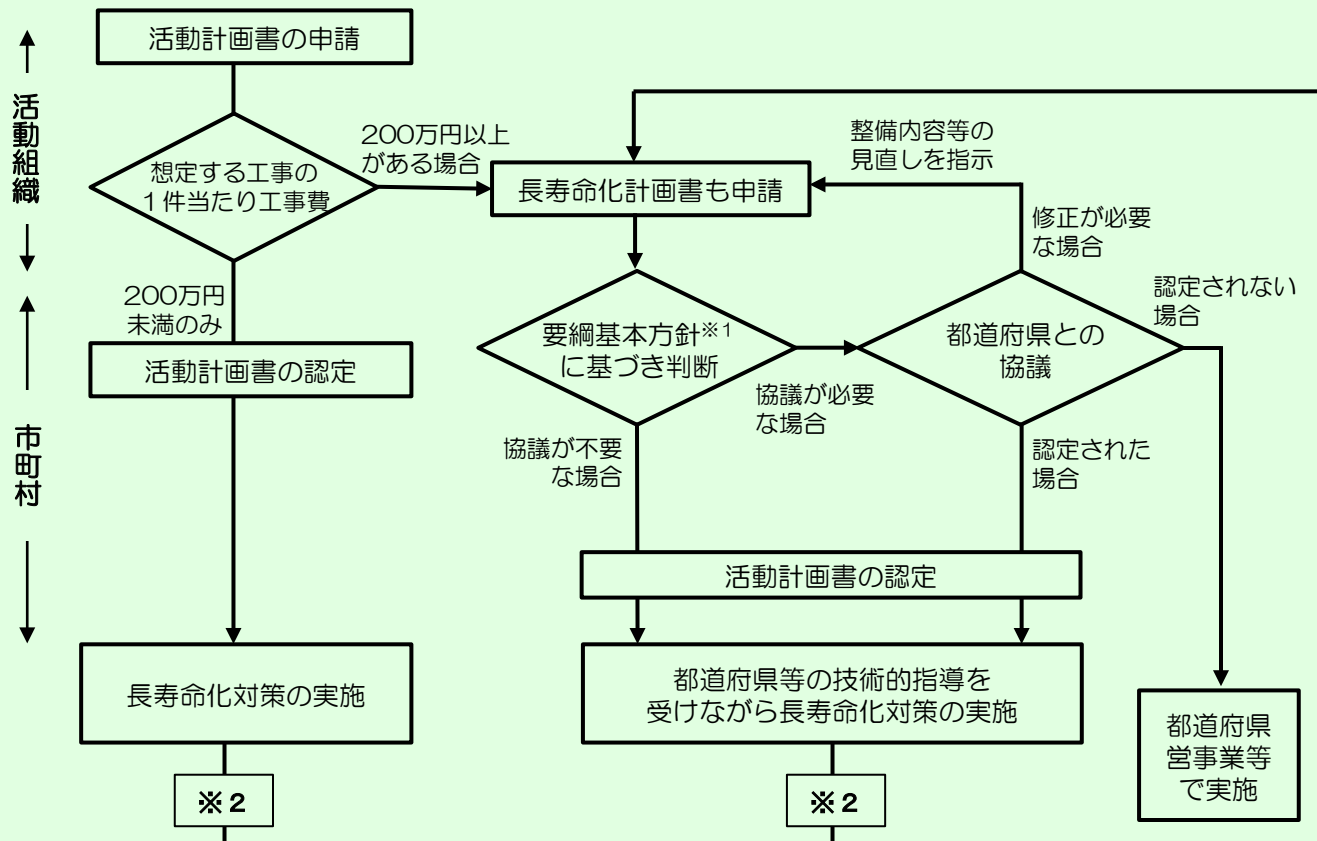
※令和元年度から、交付金の効率的かつ効果的な執行の観点から、原則として「工事1件当たりの費用は200万円未満」とします。

200万円以上の工事を実施する場合には、「長寿命化整備計画書※」を策定し、活動計画書に添付し、市町村へ提出して審査を受ける必要があります。

なお、200万円以上の工事については、ほかの長寿命化対策に係る事業の活用を検討し、適切に事業の選択を行ってください。

※長寿命化整備計画書とは、長寿命化対策を行おうとする施設の名称、機能診断結果、活動内容、概算事業費、位置等を記載したもの。

○長寿命化対策の実施フロー図



※1 長寿命化対策を行う際に都道府県と協議を行う場合の要件や、都道府県等の技術的指導の内容などを都道府県が定めるもの。

※2 活動計画書の認定後、新たに工事1件当たり200万円を超えることが判明した場合、改めて活動計画書と長寿命化計画書を申請すること。

組織の広域化・体制強化

「大きな組織にして効率的に活動したり、組織をNPO化したい」という場合には、支援が受けられます。

- ① 広域活動組織の設立
- ② 活動組織の特定非営利活動法人化

4. 対象となる農用地

交付金の算定対象となる農用地は以下のとおりです。

農地維持支払及び資源向上支払交付金の算定対象

- ① 農振農用地区域内の農用地
- ② 都道府県知事が多面的機能の発揮の観点から必要と認める農用地*

※ ②については、以下の(a)、(b)、(c)を参考とし、農業生産の継続性、多面的機能の発揮の促進を図ることの効果や必要性等を踏まえて、都道府県知事が定める要綱基本方針にその考え方を記載することができます。

- (a) 生産緑地法に定められた生産緑地地区内に存する農用地
- (b) 地方自治体との契約、条例等により、多面的機能の発揮の観点から適正な保全管理が図られている農用地
- (c) 多面的機能の発揮を図るための取組を、農振農用地区域内農用地と一体的に取り組む必要があると認められる農用地

②の詳細については、最寄りの市町村にお問い合わせください。

5. 多面的機能支払交付金の交付単価

(円/10a)

都府県	①農地維持支払※8	②資源向上支払 (共同※1、2、3)	①と②に取り組む 場合	③資源向上支払 (長寿命化※4、5、6)	①、②及び③に取り組む 場合※7
田	3,000	2,400	5,400	4,400	9,200
畑※9	2,000	1,440	3,440	2,000	5,080
草地	250	240	490	400	830

北海道	①	②※1、2、3	①+②	③※4、5、6	①+②+③※7
田	2,300	1,920	4,220	3,400	7,140
畑※9	1,000	480	1,480	600	1,960
草地	130	120	250	400	620

※1：農地・水保全管理支払の取組を含め5年間以上実施した地区は、②の単価に0.75を乗じた額になります。

※2：②の資源向上支払(共同)は、①の農地維持支払と併せて取り組むことが基本になります。

※3：多面的機能の増進を図る活動に取り組めない地区は、単価は5/6を乗じた額になります。

※4：水路や農道などの施設の補修や更新を実施します。

※5：本単価は交付上限額になります。

なお、広域活動組織(P3)の規模を満たさず、かつ直営施工を実施しない地区は、単価は5/6を乗じた額になります。

※6：広域活動組織の規模を満たさない場合、③の交付上限額は、保全管理する区域内に存在する集落数に200万円を乗じた額と上記単価に対象農用地面積を乗じた額の小さい額となります。

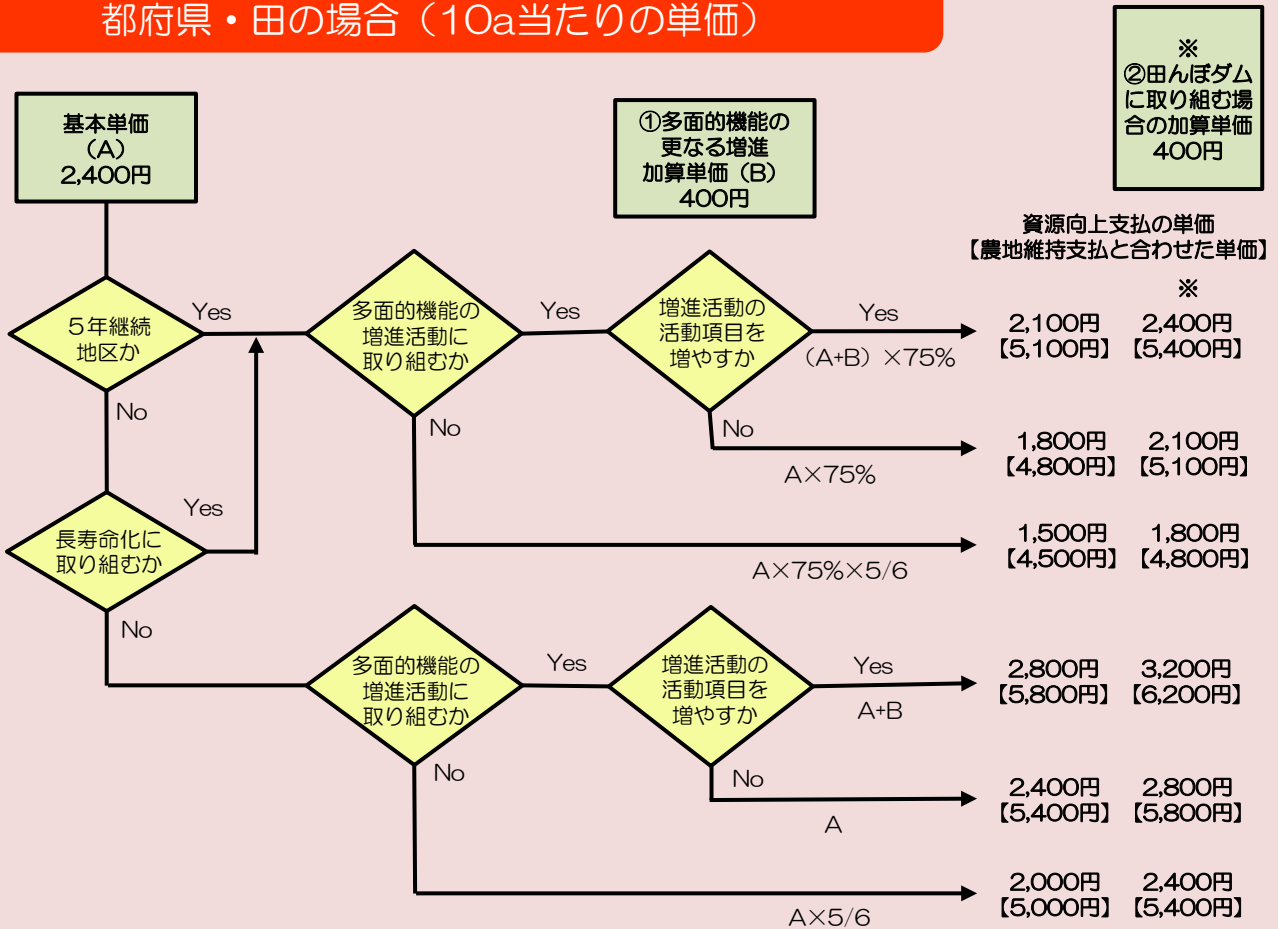
※7：②及び③と一緒に取り組む地区は、②の単価は0.75を乗じた額になります。

したがって、①、②及び③と一緒に取り組む場合、都府県・田では合計で9,200円/10aになります。

※8：事業計画期間中に畑地化する場合、当該期間中においては、農地維持支払の交付単価は地目変更前の単価を適用します。

※9：畑には樹園地を含みます。

多面的機能支払 資源向上支払（共同）の交付単価フロー
都府県・田の場合（10a当たりの単価）



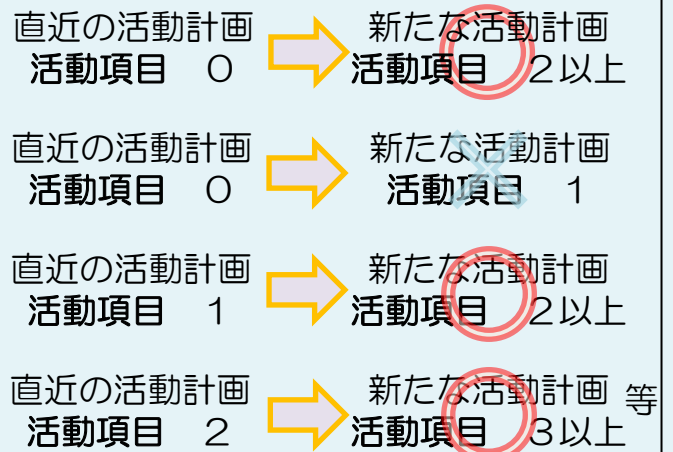
加算措置 ①多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援

多面的機能の増進を図る活動（P6）に取り組んでいる活動組織が、新たに活動項目を選択し、1活動項目以上追加する場合又は初めて多面的機能の増進を図る活動に取り組む組織が2活動項目以上選択して取り組む場合、資源向上支払（共同）に単価の加算を行います。

資源向上支払（共同）の加算単価（円/10a）

	都府県	北海道
田	400	320
畑	240	80
草地	40	20

※農地・水保全管理支払の取組を含め5年間以上実施、または長寿命化のための活動に取り組む地区は加算単価に0.75を乗じた額になります。
※加算措置の適用期間は、本加算措置を受けた年度から、当該活動期間の最終年度までに限ります。

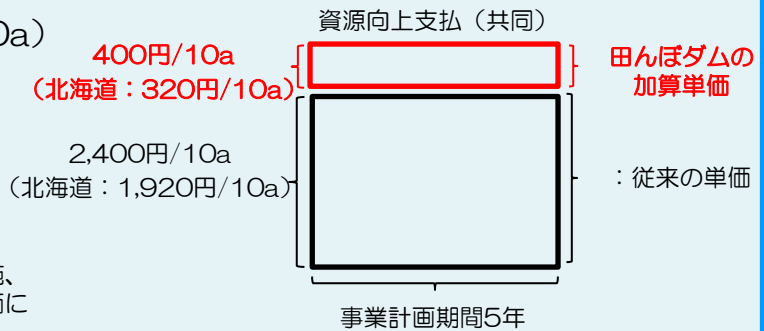


加算措置 ②水田の雨水貯留機能の強化（田んぼダム）を推進する活動への支援

大雨時に河川や水路の水位の急上昇を抑えることで下流域の湛水被害リスクを低減させることを目的に、水田の落水口に流出量を抑制するための排水調整板を設置する等して雨水貯留能力を人為的に高める取組である「田んぼダム」に一定の要件を満たして取り組む場合、資源向上支払（共同）に単価の加算を行います。

資源向上支払（共同）の加算単価（円/10a）

	都府県	北海道
田	400	320



※農地・水保全管理支払の取組を含め5年間以上実施、または長寿命化のための活動に取り組む地区は単価に0.75を乗じた額になります。
 ※要件を満たす限り、加算措置は次期の事業計画期間においても適用されます。



流出を抑制する落水量調整装置の例



田んぼダム実施

写真：新潟市

田んぼダム未実施

<加算措置の要件>

①事業計画の作成・変更

- ・市町村が策定する水田貯留機能強化計画に基づき、田んぼダムの実施面積、年度別計画及び位置図を様式第1～3号の事業計画書に記載する必要があります。
- ・農村環境保全活動のうち「水田貯留機能増進・地下水かん養」または多面的機能の増進を図る活動のうち「防災・減災力の強化」のいずれかを活動項目に位置付けて取り組む必要があります。

②実施面積の考え方

事業計画期間中に次のいずれかの条件を満たす必要があります。

- (a) 資源向上支払（共同）の交付を受ける田面積全体のうち5割以上で活動に取り組むこと
- (b) 広域活動組織にあっては、加算措置に取り組む集落毎に、交付を受ける田面積全体のうち5割以上で活動に取り組むこと

<加算対象面積の考え方>

加算措置の要件①及び②を満たす場合、この加算措置に取り組む初年度から、当該活動を実施する活動組織の対象農用地面積のうち田面積全体を加算対象面積とします。

6. 活動の手順

活動の手順は以下のとおりです。

① 組織の設立

活動を実施する活動組織又は広域活動組織を設立します。

② 事業計画の作成

地域共同で取り組む活動について、事業計画（原則5年間）を作成します。

③ 申請書類の提出

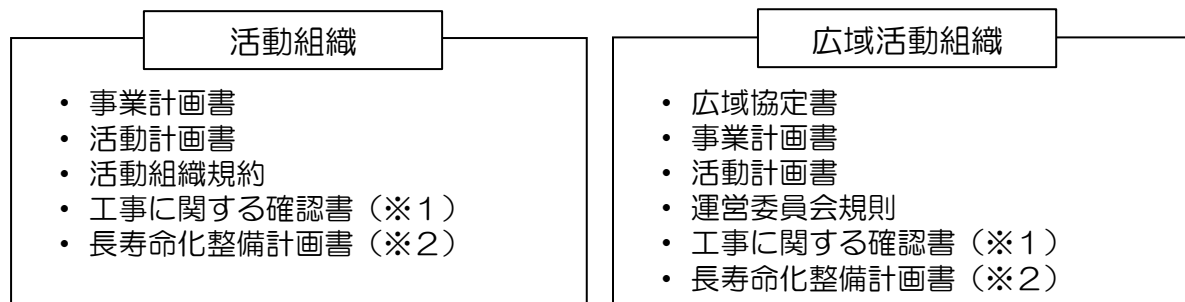
市町村へ提出する書類への押印は原則省略可能です。

事業計画の認定を受けるため、市町村に申請を行います。

事業計画の申請書の提出は6月30日までです。

なお、市町村により提出期限が異なる場合がありますので、詳細は市町村にお問い合わせください。

申請の際は、以下の書類を提出します。



（※1）資源向上支払において、土地改良区等市町村以外の者が所有または管理する施設を活動の対象とする場合は提出する必要があります。

（※2）活動組織が資源向上支払（長寿命化）を行う際に、工事1件当たり200万円以上の活動を実施する場合、長寿命化整備計画書の申請が必要になります。

④ 活動の実施・交付金の交付

毎年度、市町村に交付金の交付を申請して交付を受け、事業計画に基づく活動を実施します。

市町村へ提出する書類への押印は原則省略可能です。

⑤ 活動の記録・報告

日々の活動の作業内容や金銭の収支等を記録します。

当該年度の記録をとりまとめて報告書を作成し、市町村に提出します。

7. 交付ルート

交付金は国から都道府県、都道府県から市町村に交付され、活動組織又は広域活動組織には市町村から交付されます。



8. 交付金の弾力的な活用について

多面的機能支払交付金は、弾力的な活用が可能となっています。

① 必須活動を実施した上での交付金の弾力的な活用

- 必須活動（活動計画書に定められた活動）の実施を前提に、
農地維持支払交付金による資源向上支払（共同）及び資源向上支払（長寿命化）の活動実施や、資源向上支払交付金（共同）による農地維持支払及び資源向上支払（長寿命化）の活動実施が可能です。ただし、資源向上支払交付金（長寿命化）による農地維持支払や資源向上支払（共同）の活動は実施できません。

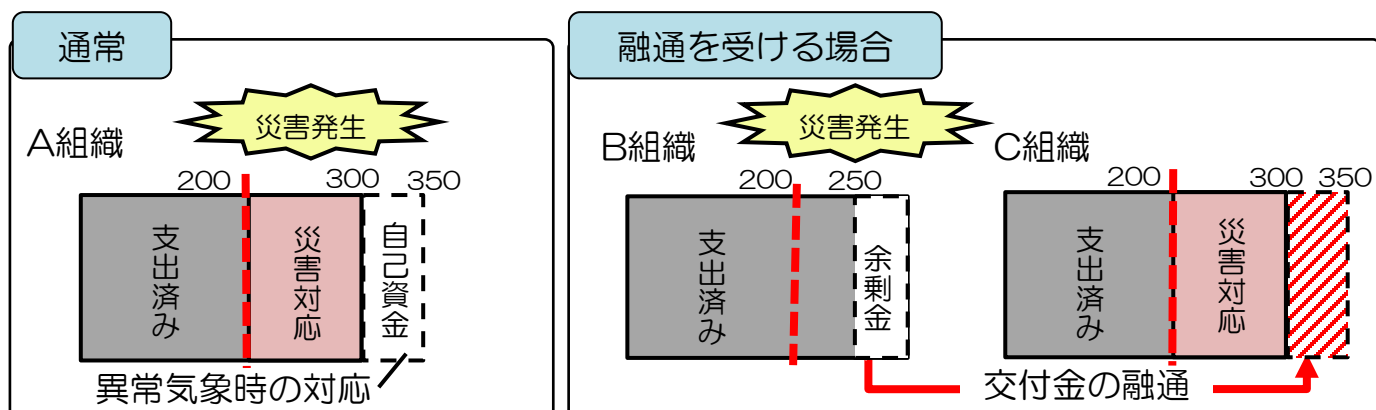
② 交付金の計画的な活用

- 計画的な活動のため、組織において、活動期間内は交付金の持越が可能です。
- 活動期間終了年度の翌年度を始期とし、新たに事業計画の認定を受ける組織については、交付金の残額を翌年度の経理に含めることができます。
- ただし、組織において、活動期間内及び新たに事業計画の認定を受ける場合のどちらにおいても、交付金の持越を行う場合には、必要額を精査し、活動の円滑な継続のために必要最低限の金額とする必要があります。なお、持越額が年交付額の3割を超え、かつ100万円以上となる場合は、持ち越し金の使用予定表の提出が必要となりますのでご注意ください。

③ 甚大な災害時の交付金の弾力的な活用

- 甚大な自然災害が発生した場合、被災した対象農用地周りの施設の応急措置や補修・更新等に取り組むことができます。
- また、甚大な自然災害により、活動計画書に定めた活動が困難な場合は、地方農政局長等の承認を受け、活動要件を満たすものとみなす特例を受けられます。
- さらに、上記の特例を受けた活動組織は、他の活動組織から予算の融通を受けることができますので、活用したい場合は、市町村とご相談ください。

<年交付額が300万円の組織における予算融通の具体例>



多面的機能支払交付金に関するQ & A

(Q1) 新たに活動組織を立ち上げる場合、いつ時点の活動から交付金による支援の対象になるのでしょうか。

(A) 活動組織が年度途中に交付申請を行った場合でも、交付決定前に実施していた活動も対象となるよう、交付年度の4月1日以降に実施した共同活動を支援の対象としています。ただし、交付決定前の活動についても、活動記録や領収書等を残しておいていただくことが必要です。

(Q2) 活動組織の行う事務を土地改良区等に委託できるのでしょうか。

(A) 活動組織が行う本交付金に係る経理や活動記録の整理等の事務については、JA、土地改良区、農業生産法人等の団体や、地方公共団体、農業団体の職員OB等の当該事務処理を適切に行える者に委託することができます。

(Q3) 農地維持支払、資源向上支払と中山間地域等直接支払交付金を同一地区で取り組むことはできますか。

(A) 同一地区で取り組むことは可能です。この場合、多面的機能支払交付金の活動計画書に位置付けられた農地、水路、農道等の保全に係る活動については、多面的機能支払交付金により行っていただきたいと考えております。

(Q4) 活動期間中に、活動計画書に定める活動ができなくなった場合、交付金の返還は必要でしょうか。

(A) 活動計画書に定めた活動が行われていないことが確認された場合、交付金の全部または一部を、事業計画（原則5年間）の認定年度に遡って返還することになります。ただし、自然災害その他やむを得ない理由（農業者の死亡、高齢又は農業者本人若しくはその家族の病気その他これらに類する場合に伴う認定農用地又は対象農用地の減少等）が認められる場合は、交付金の返還を免除しています。

(Q5) 「田んぼダムの取り組みに向けた支援」の加算措置に取り組みない場合は、「水田の貯留機能向上活動」や「防災・減災力の強化」には取り組みないのでしょうか。

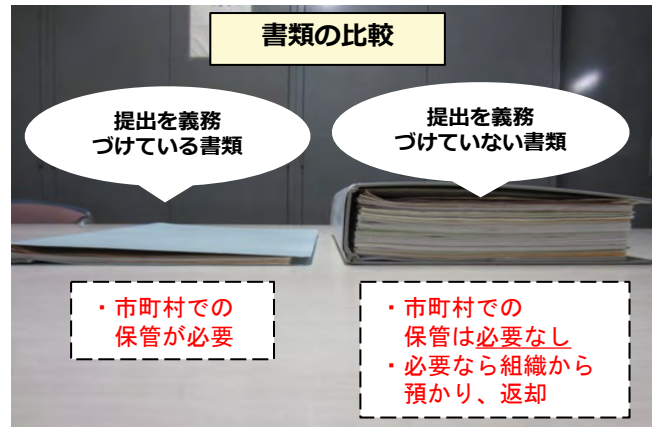
(A) 加算措置に取り組みない場合、例えば加算措置対象となる面積要件を満たさない場合や、田んぼダム以外の「水田の貯留機能向上活動」に取り組みする場合でも、従来どおり「水田の貯留機能向上」や「防災・減災力の強化」として取り組むことが可能です。

提出／保管書類の見直しについて

- ①実施要綱・要領において提出を義務づけていない書類は、市町村での保管は義務ではありません。ただし、対象組織において作成・保管が必要な場合があります。
- ②法人登記した組織（NPO法人や一般社団法人など）は、金銭出納簿の市町村への提出が不要です。

書類名	作成・組織保管	提出・市町村保管
財産管理台帳	○	×
領収書	○	×
総会資料	○	×
総会議事録	○	×
通帳の写し	○	×
活動写真	×	×

「○」…義務あり、「×」…義務ではない



オンライン申請について



令和5年度より、オンライン申請が可能となりました。今までのエクセルの申請データからの読み込みが可能になる、同じデータの再入力が必要なくなるなど、事務の簡素化につながります。詳しくは多面的機能支払交付金HPをご覧ください。



学習教材の活用について

学習マンガ

次世代を担うこどもたちへ、農業や農村の大切な役割を広く伝えるため、「農業学習」に活用できる教材を制作しました。全国の教育現場やご家庭でぜひご活用ください！



- ▲「草刈りは地球を救う」～SDGs達成につながる農村の共同活動～

動画

子どもたちが田んぼの持つ大切な役割や魅力を楽しく学べる学習動画を作成しました。農業学習や田植え体験の事前学習、家庭学習の教材としてご視聴いただけます！



- ▲ のぞいてみよう！田んぼの世界

ぜひQRコードを読み取ってご覧ください！

多面的機能支払交付金について 分かりやすく解説した動画

活動組織の体制強化や、推進組織の業務効率化・省力化に貢献できるように多面的機能支払交付金に係る研修教材用動画を作成しました。
多面支払に係る新規担当者や活動組織に向けた説明会等でご活用ください。

多面的機能支払交付金利用の手続

(動画：14分)

多面的機能支払交付金の交付を受けるにあたって、活動の手順や申請書類などについて解説した動画です。



多面的機能支払交付金でできること

(動画：18分)

多面的機能支払交付金を活用して、どのような共同活動に取り組むことができるのかを解説した動画です。



多面的機能支払交付金活動組織の 広域化のすすめ

(動画：20分)

最上町広域協定の事例をもとに関係者へのインタビューを行い、広域化のプロセスを解説した動画です。



**いずれも動画で見ることができます！
ぜひQRコードを読み取ってご覧ください！**

多面的機能支払メールマガジン

農村ふるさと保全通信

月1～2回程度配信しています。
ぜひ、登録してください！

多面的機能支払の活動組織の紹介や、制度情報、活動に役立つ技術など、活動組織や自治体、推進組織等の皆様にとって有益となる情報を配信しています。

【配信申し込み】

配信を希望される方は、以下のアドレスまたはQRコードからご登録ください。(<https://www.maff.go.jp/j/pr/e-mag/reg.html>)



SDGs（持続可能な開発目標）とは貧困、気候変動や紛争など世界中の問題の解決を目指す目標のことで、2015年に世界中の国々が集まって話し合う国連総会で決定されました！



本交付金とSDGsの関わりがより詳しく記載されております。ぜひQRコードを読み取ってご覧ください!!



多面的機能支払の活動は農業・農村の持続的発展を通じて17の目標のうち15の目標（目標2～9、11～17）達成に貢献しています。下記の事例を見てみましょう！

共同活動の例

例1) 生き物調査



活動組織と地域の子も達等が田んぼや水路に生息する生き物を観察する取組。

例2) 草刈り・泥上げ



農地やため池周辺の草刈りと水路の泥上げをする取組。

活動の企画・運営の例

例3) 多様な人材が参画した活動



非農業者や女性や子ども等多様な人材が植栽活動等の活動に参加することや、組織の運営に関わる等の取組。

活動による効果

①地域の学校等と連携することで子ども達に農業生産活動が生態系保全につながっていると学ぶことができる。

②世代間との交流により、コミュニティが形成・強化され、地域の自然環境が保全されることにつながる。

①安定的な農業生産にとって必要不可欠な農地や水路、ため池などを適切に保管理している。

②保管理が行き届いていることで異常気象時等の被害軽減につながる。

老若男女、地域内外問わず、女性や子どもが活動組織の計画策定や運営等に参画し、多様な主体の活躍の場を創出することで、関係人口が拡大し、農村振興へつながる。

SDGsへの貢献

※多面版SDGsの目標文になっています



目標4
地域内外の人に質が高い教育、生涯学習の機会を提供する。



目標11
住み続けられる地域を作る。



目標2
持続可能な農業生産を支える。



目標13
気候変動及びその影響を軽減するための対策を実践する。



目標3
やすらぎや福祉の機会を提供する。



目標16
多様な主体の参画による地域づくりを促進する。

お問い合わせ先

本パンフレットや多面的機能支払交付金に関するお問い合わせは、最寄りの地方農政局等にご相談ください。

お問い合わせ先	対象都道府県
北海道農政部農村振興局農村設計課 多面的機能支払係 011-231-4111（内線27-876）	北海道
東北農政局農村振興部農地整備課 022-263-1111 （内線4491/4349）	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、 福島県
関東農政局農村振興部農地整備課 048-600-0600（内線3565）	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、 東京都、神奈川県、 山梨県、長野県、静岡県
北陸農政局農村振興部農地整備課 076-263-2161（内線3568）	新潟県、富山県、石川県、福井県
東海農政局農村振興部農地整備課 052-201-7271（内線2658）	岐阜県、愛知県、三重県
近畿農政局農村振興部農地整備課 075-451-9161（内線2567）	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、 和歌山県
中国四国農政局農村振興部農地整備課 086-224-4511（内線2671）	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、 徳島県、香川県、愛媛県、高知県
九州農政局農村振興部農地整備課 096-211-9111（内線4779）	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、 宮崎県、鹿児島県
沖縄総合事務局農林水産部農村振興課 098-866-0031（内線83334）	沖縄県

農林水産省 農村振興局 整備部 農地資源課 多面的機能支払推進室
〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1
（電話）03-3502-8111（内線5618）
http://www.maff.go.jp/j/nousin/kanri/tamen_siharai.html